Daiwa Institute of Research

大グル Jainz Browtin Gray

~制度調査部情報~

2007年2月21日 全2頁

電子登録債権の法案 提出への動き

制度調査部 堀内勇世

ちょっとキーワード 10

【要約】

現在、電子登録債権を創設しようとする動きが存在する。

それは、手形を電子化したようなものがイメージされている。

現在開催中の通常国会に、その法案が提出される見込みである。

「電子登録債権」とは?

金額、支払期日、債権者・債務者・債権の譲受人の氏名などの金銭債権情報を登録原簿に登録することによってのみ、その発生や譲渡がなされる、新しい金銭債権のことである。従来の指名債権・手形債権とは別の新しい金銭債権である。ごく大雑把なイメージとしては、手形を電子化(ペーパーレス化)したものということができよう。今年の通常国会に、この電子登録債権を創設する法案が提出される予定である。

(注)法案は執筆段階では提出されておらず、「電子登録債権」等の名称は、現段階ではあくまで仮 称である。

<法案提出の見通し>

法務省および金融庁は、電子登録債権を創設する法案(「電子登録債権法案(仮称)」)を、今年の通常国会(第166回国会)に提出する予定となっている。

<背景>

近時、売掛債権等の金銭債権を活用した資金調達手法が注目されている。そのための手段として、 指名債権譲渡や手形が存在する。しかし、指名債権譲渡については債権の存在を確認するためのコ ストを要することや二重譲渡リスクがあること等の問題点が指摘されている。また、手形ついては 盗難・紛失のリスクがあることや券面の作成・保管・運搬のためのコストを要すること等の問題点 があると指摘されており、実際にも手形利用は減少している。

そこで、金銭債権を活用した資金調達について、取引の安全を確保しつつ、流動性を高めるためには、IT技術を活用して、このような問題点を克服した新たな「電子登録債権」を創設する必要があると考えられたのである。

<これまでの動き>

金融庁、法務省、経済産業省で各方面から検討されてきた。最近の報告書を取り上げれば、次のようになる。

平成 18年(2006年)12月21日

「電子登録債権法(仮称)の制定に向けて~電子登録債権の管理機関のあり方を中心として~」

(金融庁 金融審議会金融分科会第二部会・情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループ)

http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20061221.pdf (執筆段階)

取引の安全性や流動性を確保する要請とともに、利用者の保護の要請の観点から、登録原簿を管理する「管理機関」のあり方について検討した結果をまとめたもの。管理機関の要件として、 専業、財産的基礎、業務遂行能力を掲げている。

平成 19年(2007年)2月7日

「電子登録債権法制の私法的側面に関する要網」

(法務省 法制審議会)

http://www.moj.go.jp/SHINGI2/070207-2.html (執筆段階)

電子登録債権制度について、私法上の観点から検討した結果をまとめたもの。電子登録債権等の定義、電子登録債権の発生・譲渡の要件などの概略を掲げている。

平成 19年 (2007年) 2月9日

「電子債権制度に関する研究会 中間報告 - 法制の具体的活用に向けて - 」

(経済産業省 電子債権制度に関する研究会)

http://www.meti.go.jp/press/20070209001/20070209001.html (執筆段階)

電子登録債権を用いて予想されるビジネスモデルを実現する際の課題を検討するとともに、検討中の法制を前提に、今後検討・整備すべき諸論点を提言するもの。例えば、現在の手形の代わりに用いるとした場合、実務で検討すべき点があるとしている。